

平成11年度テーマ:①神奈川芸術文化財団、②(社)かながわ森林づくり公社、③(株)ケイネット、④神奈川土地開発公社、⑤(財)神奈川県ふれあい教育振興協会、⑥病院事業(厚木病院、足柄上病院)、⑦普通財産(財産管理課、用地課)

※所管課欄の（ ）内所属名は、監査当時の所属名

テーマ 区分	結果 意見	事項名	監査の結果又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
⑦	結果	未利用地	総務部財産管理課所管の未利用地のうち、17件の物件については、有効利用に向けた適切な対応が必要である。 ①鶴見川廃川敷発見地 ②元神之木台青少年会館 ③警察施設関連用地 ④元希望ヶ丘高校道路予定地 ⑤元犬管理センター伊勢原職員公舎	ア 処分や活用を検討している。……①、⑤ イ 暫定利用をしていく。……③ ウ 現況市道のため、市への移管に向け調整中。……④ エ 処分に向けて各課題の解決に取り組んでいる……② (※その他、措置済み12件)	財産経営課 (財産管理課)
⑦	結果	貸付けの長期化	民間会社や個人に長期にわたって貸し付けている17件の物件について、貸付先への売却等も考慮に入れ改善する必要がある。 ①元花月園児童遊園地 40,264.16㎡ ②元保土ヶ谷緑地 ③元平塚地区海岸砂防地 ④元平塚地区海岸砂防地 ⑤茅ヶ崎地区海岸砂防地 ⑥向ヶ崎地区三崎埋立地 ⑦二町谷地区三崎埋立地 ⑧二町谷地区三崎埋立地 ⑨水無川廃川敷	ア 一部売却済み。……①、⑨ イ 貸付契約更新の際に買取を打診するなど、買取交渉継続中。……②、③、④、⑥、⑦、⑧ (※⑦の一部契約解除済み) ウ 市の要望を踏まえゴルフ場としての土地利用を継続、30年間の事業用定期借地権設定契約を締結(R8年度～)。……⑤ (※⑤の建物・工作物は運営者へ譲渡、県の維持負担を削減) (※その他、措置済み8件)	財産経営課 (財産管理課)
			民間会社や個人に長期にわたって貸し付けている14件の物件について、貸付先への売却等も考慮に入れ改善する必要がある。 ①小田原市国府津213.75㎡(宅地) ②小田原市国府津150.51㎡(宅地) ③高座郡寒川町一之宮496.08㎡(宅地) ④高座郡寒川町一之宮461.41㎡(宅地) ⑤横浜市港北区日吉211.99㎡(宅地) ⑥横浜市港南区笹下108.12㎡(工業用地) ⑦横浜市都築区川向町字左近田884.65㎡(工業用地、宅地)	ア 有償貸付継続。(6件) ……①、②、③、④、⑤、⑦ イ 譲渡処分済み。(1件) ……⑥ (※その他、措置済み7件) 貸付契約更新の際に買取を打診するなど、買取交渉をしているが、資力がない、隣接地権者との境界確認ができない等の理由があり、貸付を継続しており、引き続き売却等に向け調整を行っている。	用地課
⑦	意見	普通財産の市町村への貸付け	市町村の行政施設の用に貸し付けている土地について、実質的には譲渡したものと同一状況にあるものがあり、また、一方で県が市町村から借りているものもある。交換も視野に入れたうえで、貸付先と適切な土地利用関係を構築することを要望する(9件)。 ①平塚地区海岸砂防地 貸付先：平塚市、面積：6,708.62㎡ 貸付料：無償、使用状況：市道 ②平塚市西八幡地内道路用地 貸付先：平塚市、面積：648.81㎡ 貸付料：無償、使用状況：市道 ③茅ヶ崎地区海岸砂防地 貸付先：茅ヶ崎市 面積：1,576.98㎡、貸付料：無償 使用状況：市道 ④二町谷地区三崎埋立地 貸付先：三浦市、面積：116.24㎡ 貸付料：無償、使用状況：市道	ア 無償譲渡を検討している。(4件) ……①、②、③、④ (※その他、措置済み5件)	財産経営課 (財産管理課)

⑦	意見	暫定的有効利用を図るための貸付け	暫定利用のために市町村に貸し付けているものの中には、長期にわたっているものがあるが、適切な利用関係を構築することが望まれる（10件）。 ①川崎河岸線跡地 貸付先：川崎市、面積：10,301.53㎡ 貸付料：無償、使用状況：公園用地 ②元紅葉ヶ丘教育施設建設予定地 貸付先：横浜市、面積：3,957.88㎡ 貸付料：無償、用途：公園用地 ③元平塚地区海岸砂防地 貸付先：平塚市、面積：3,289.43㎡ 貸付料：無償、用途：児童遊び場 ④元茅ヶ崎地区海岸砂防地 貸付先：茅ヶ崎市 面積：8,687.61㎡ 貸付料：無償、用途：公園用地等	ア 交換等の可能性を検討している。（4件）……①、②、③、④ （※その他、措置済み6件）	財産経営課 （財産管理課）
---	----	------------------	---	--	------------------

平成22年度テーマ:①下水道事業について、②下水道公社

テーマ 区分	結果 意見	事項名	監査の結果又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
①	意見	扇町処理場における空き用地の有効活用について	酒匂川流域下水道の右岸（扇町）処理場に生じている空き用地については、今後の事業進捗を踏まえ、有効活用の方策等について検討することを要望する。	空き用地の有効活用について、引き続き、小田原市の要望等の条件を調整するなどして協議を進めていく。	下水道課 (流域海岸企画課及び下水道課)
①	意見	処理場の上部利用施設の維持管理について	(柳島しおさい広場、四之宮ふれあい広場、酒匂きらり広場、扇町しらさぎ広場) 上部利用施設が実質的に完成し、単独で利用できると認められる場合は、早期に施設所在市に管理を移管することを要望する。なお、早期に移管できない部分は、財団法人神奈川県下水道公社のみが特別のノウハウをもっているわけではないので、入札による委託を検討することを要望する。	相模川左岸処理場上部利用施設（柳島しおさい広場）については、平成28年4月1日に茅ヶ崎市への管理移管が完了した。 その他の広場については完成後に市へ移管、それまでは当面県で管理することとしているが、今後、処理場施設を増設する予定であり、現時点では完成時期は未定となっている。	流域下水道整備事務所

平成25年度テーマ: 基金の管理と運用について

指摘意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
かながわ森林基金				
意見	基金の設置当初の目的の再確認	県の財政が逼迫する中、基金を取り崩して事業執行に充てるという政策判断が不当とは言えないが、少なくとも、永続的な事業執行の必要性が高い森林整備事業については、他の森林関係の基金を含めて、県としての統一的かつ長期的な財源の見通しを立てることが望まれる。	森林整備については、監査意見にあるとおり永続的な事業執行が必要であることから、安定的な財源を確保する必要がある。 計画的に取崩しを行いながら事業を実施してきた結果、基金残高がなくなる見込みである。 現在、基金を充当している事業は、令和9年度以降も引き続きしっかりと取り組む必要があることから、今年1月に策定した「かながわ水源環境保全・再生基本計画」に位置付け、継続していくこととした。	森林再生課

平成27年度テーマ:①県民利用施設の管理について、②公益財団法人神奈川芸術文化財団、③公益社団法人青年海外協力協会・株式会社金港美装グループ

テーマ 区分	指摘 意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
神奈川県立歴史博物館					
①	意見	収蔵スペースの確保	博物館の収蔵品は増え続けるものであり、現状でも十分なスペースがあるとは言い難い。早期に将来の収蔵スペース確保の計画を立てておくことを検討されたい。	県立社会教育施設等の適切な運営を図るため、収蔵資料の保存・管理等の実態を把握し、令和6年度に適切な収蔵スペースの確保に向けて必要な調査を実施した。引き続き、調査結果を踏まえ収蔵スペースの確保等を検討している。	生涯学習課
神奈川県立生命の星・地球博物館					
①	意見	収蔵スペースの確保	博物館の収蔵品は増え続けるものであり、現状でも十分なスペースがあるとは言い難い。早期に将来の収蔵スペース確保の計画を立てておくことを検討されたい。	県立社会教育施設等の適切な運営を図るため、収蔵資料の保存・管理等の実態を把握し、令和6年度に適切な収蔵スペースの確保に向けて必要な調査を実施した。引き続き、調査結果を踏まえ収蔵スペースの確保等を検討している。	生涯学習課

令和3年度テーマ:私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について

指摘意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
指摘	連帯保証人に対する請求が不十分であること（高齢者居室等整備資金貸付金返納金）	（1）本件債権について滞納が発生した場合、基本的には借受人に対してのみ請求しているとのことであり、連帯保証人に請求した場合でも後に借受人やその家族から「連帯保証人には請求しないでほしい」との要請やクレームが入った場合はその後の連帯保証人に対する請求は控えているとのことであるが、かかる取扱いが妥当ではない。 （2）債権について督促した後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、連帯保証人に対しても履行を請求する必要がある（地方自治法施行令第171条の2）。 この点は、借受人や連帯保証人からクレームがあった場合も異ならない。連帯保証人はまさに借受人が滞納した場合に請求を受ける立場にあることや、上記法令の規定からも連帯保証人に対する履行請求が必要であることを十分に説明したうえ、連帯保証人に対する履行請求を粛々と実施するべきである。 （3）なお、上記「相当の期間」がどのくらいかは一概にはいえないが、一般論としては、滞納額が比較的少額にとどまる範囲として概ね滞納発生時から3か月以上支払がない場合には連帯保証人に対しても履行請求するべきであろう。 （4）この点、本件債権については、1年以内に支払があった債務者については催告書の送付対象から外しているとのことであるが、かかる取扱いは早急に改めるべきであり、概ね3か月以上支払がない債権については、借受人とあわせて連帯保証人に対しても催告書を送付するべきである。 滞納発生後も長期間連帯保証人に履行請求しない場合には、滞納額を増大させることにつながり、結果的に連帯保証人の保護に欠けることにもなることに留意するべきである。	所在不明や破産免責となっている借受人の連帯保証人及び令和6年度の催告で文書返戻となった借受人に対して、所在調査を行った。 借受人への請求を継続して行っていくとともに、借受人からの返済が得られなかった債権については連帯保証人に請求できるよう、引き続き所在調査等を実施する。	高齢福祉課

指摘	遅延損害金を調定・徴収すべきである（高等学校奨学金資金）	本件債権について、債権所管課は、神奈川県奨学金貸付条例第10条の規定が損害賠償請求を行うか否かにつき債権者に裁量を認める趣旨のものであるとの理解（「延滞利息を徴収することが『できる』」という文言）を前提に、遅延損害金の請求を不要と整理している。また、その判断の背景には、奨学金を借りる家庭は生活困窮者が多いという政策的な配慮があることがうかがわれる。 しかし、上記条例の規定は、単に債務不履行に基づく損害賠償請求権の発生要件を定めたものと解するのが一般的な理解であるし（したがって、本件債権については、上記条例第10条が設けられている以上は、本来の履行期限後は、損害賠償請求権（遅延損害金債権（年14.5%））が客観的に発生することとなると解される。）、むしろ、地方公共団体の有する債権については、最高裁平成16年4月23日判決の趣旨を踏まえれば、債権所管課における上記の条例第10条の理解には疑問がある。 さらに、実質的に検討しても、例えば遅延損害金の額が極めて少額で徴収停止の要件（地方自治法施行令第171条の5第3号）を満たしているような場合等はおくとしても、本件債権に係る遅延損害金一般につきすべからず請求対象から除外するとの現状の取扱いを容認し得るような合理的理由は特段見当たらないし、かかる取扱い、かえって、履行期限を遵守して本件債権を納付した債務者とこれを徒過した債務者との間の公平、ひいては本件債権の債務者その他の債権の債務者との間の公平を害するということができる。 したがって、本件債権に係る遅延損害金について調定・徴収を行っていない現状の取扱いを正当化することは困難と言わざるを得ず、この点は速やかに是正すべきである。	奨学金を借りる家庭は生活困窮者が多く、奨学金自体の返還が分割でなければできない者が多い現状を踏まえ、条例上は遅延損害金を徴収することができるとなっているが、遅延損害金を徴収することは、さらなる深刻な生活困窮になる恐れがあることから遅延損害金を徴収することは困難と考え徴収することは行っておりませんが、今後は他自治体の状況や遅延損害金を徴収することの影響等を踏まえながら検討をしていきたい。	教育局財務課
意見	消滅時効について（借上公共賃貸住宅使用料・家賃／損害賠償金）	（1）是正すべき事項 住宅計画課は、令和2年度中に、A氏及びB氏に対する債権に関して、何らの法的措置をとらないまま、消滅時効が完成させている。 たしかに、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という特殊事情もあったことに鑑みれば、A氏及びB氏に対する債権につき法的措置をとることができなかったことにつき、酌むべき事情はあったといえる。 しかし、本来であれば、地方公共団体は、保有する債権が消滅時効期間経過前に、適切に処理方針を決定し、その旨対応をしなければならない。とすれば、住宅計画課が、A氏及びB氏に対する債権について、法的措置を取ることなく、消滅時効期間を経過して、債権を消滅させた点について、不十分な点があったといわざるを得ない。 （2）改善方法 今後は、債権を消滅時効期間経過により消滅させる事態を未然に防ぐよう、総務局総務室などと相談しながら、課内で法的知識の拡充及び法的措置を取るための準備の仕組みの構築などにつき、独自マニュアルの作成などのノウハウの積み上げにより改善していくことが望まれる。	今後は、消滅時効を迎える前に総務局総務室等に相談の上、対応方針を決定し、債権放棄等の手続を行う。 なお、対応した事例を整理し、課内で引き継いでいくことで、ノウハウを蓄え、今後の対応に活用していく。 《債権管理状況》 G氏の債権については、消滅時効を迎える前に総務局総務室と相談を行い、適宜対応したが、債務者所在不明が確定したため、令和5年7月に債権放棄を行い、9月に議会報告の上、令和6年3月に不納欠損を行った。 G氏を除くほか4名については、3名が完済し、残り1名についても継続的な支払いがあるため、引き続き完済に向けて適宜対応を行っていく。	住宅計画課

意見	法的措置が十分にとられていないこと（借上公共賃貸住宅使用料・家賃／損害賠償金）	（１）是正すべき事項 本件債権については、平成25年に、住宅営繕事務所によりE氏及びG氏に対して訴訟が提起されているが、それ以外の債務者に対して、一切法的措置をとられていない。 A、B氏に対して、支払督促の申立を適切なタイミングで行っていれば、A、B氏に対する本件債権が消滅時効期間の徒過により消滅することはなかった。 （２）改善方法 住宅計画課は、今後、債務者による遅滞があれば速やかに法的措置を取ることが望ましい。 そして、法的措置をとるに当たっては、債務者からその生活状況や収支状況、財産状況等を詳細に聴取し、債務者の状況に応じた額の分割払いを内容とする裁判上の和解を成立させて債務名義を取得し（民事訴訟法第267条）、または和解に代わる決定（民事訴訟法第275条の２）を得ることにより債務名義を取得することを活用することが望ましい。 また、住宅計画課は、既に債務名義を取得している事案については、適切なタイミングで強制執行に踏み切ることが望ましい。 なお、担当者が、自ら法的措置をとるべき適切なタイミングを判断することが難しいこともあり得るが、その場合には、県の顧問弁護士に容易に相談できる仕組みを整えることが望ましい。 県の顧問弁護士に相談した結果、担当者が、G氏について債権回収をすること自体が難しいという回答を得た場合には、速やかに徴収停止や債権放棄をするという処理方針を確定し、債権回収の可能性が見込まれるとの回答を得た場合には、速やかに法的措置を取るなどして、担当者は、速やかに処理方針を確定することができる。 専門家に相談することは限られた人的リソースを意味のある行政事務に振り分けるという行政コストの適正配分という観点からも重要であるので検討されたい。	今後は、県の顧問弁護士に事前相談を行い、課の対応方針を早期に決定しつつ、適切な法的措置等を速やかに遂行できるようにする。 《債権管理状況》 G氏の債権については、消滅時効を迎える前に総務局総務室と相談を行い、適宜対応したが、債務者所在不明が確定したため、令和5年7月に債権放棄を行い、9月に議会報告の上、令和6年3月に不納欠損を行った。 G氏を除くほか4名については、3名が完済し、残り1名についても継続的な支払いがあるため、引き続き完済に向けて適宜対応を行っていく。	住宅計画課
----	---	---	--	-------

意見	滞納発生を防止する対策の導入を引き続き検討すべきである（県営住宅家賃・違約金）	本件債権に関しては、令和元年の県営住宅条例改正により、令和２年４月以降の新規入居分からは保証人を要しないこととされたが、所得水準の相対的に高くない者が債務者の相当割合を占めるものと思料される本件債権においては、滞納発生を抜本的に防止するため、家賃債務保証業者等による機関保証その他の制度により債務者の信用を補完することがとりわけ有用である。 公営住宅法を所管する国土交通省住宅局からも、民法改正を受けて公営住宅管理標準条例（案）から保証人に関する規定を削除するとともに、仮に保証人の確保を求める場合には、機関保証の活用等による入居円滑化の必要性を指摘する旨の通知（平成30年３月30日国住備第503号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知、同第505号国土交通省住宅局長通知）が発出されているところであり、現に、他自治体等においては、公営住宅の入居に関し機関保証制度を導入している例がみられる。 債権所管課によれば、上記条例改正に際し、機関保証制度の導入についても検討を行ったものの、住宅に困窮する低額所得者のためのセーフティネットとしての県営住宅の性質や、既に相当数の入居者が連帯保証人を不要とする特例の適用を受けている状況にあること等を踏まえ、家賃債務保証業者等に支払う保証料の負担を入居者に求めることとなる同制度の導入は見送ることとした、とのことである。 しかし、入居者の負担については、例えば保証料の全部又は一部を県が補助する制度や機関保証の引受けが困難な者等に対し同制度の利用を免除する制度を併せ導入すること等により一定の緩和を図る余地もあると解されることから、上記条例改正後の滞納発生の状況等も注視しつつ、入居者の負担緩和のための制度を含む具体的な制度設計を踏まえた費用対効果（制度導入による事務コスト等の増加と債権回収その他の局面における事務コストや回収不能コスト等の減少のバランス）を検証すること等により、機関保証制度の導入を含む滞納発生防止策についての検討をなお具体的に継続すべきである。	連帯保証人制度については、国土交通省から、民法改正を受け、「住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきとある」（平成30年３月30日国住備第503号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）との通知が発出されており、本県においては、この通知の趣旨を踏まえて、条例を改正し、令和２年４月以降の新規入居分からは保証人を要しないこととしている。 一方、同通知には、仮に保証人の確保を求める場合には、「必要に応じて機関保証を活用するなどにより、保証人の確保が難しい方の入居を円滑化していくことも必要」との記述もあることから、連帯保証人廃止に伴う滞納発生状況も注視しつつ、今後も、滞納発生防止策について検討していく。	公共住宅課
----	---	--	---	-------

意見	法的回収手続と人員不足（高等学校奨学金資金）	（１）令和２年度は計101件の債務者に対して支払督促を申し立てているが、滞納者数が3,000～4,000名程度いることからすれば、予算や人員の関係もあるが、少しでも申立件数を多くする工夫を行うことが望ましい。 （２）また、支払督促が利用されている主な理由は、神奈川県債権管理条例第５条第３項が「支払督促の申立てを積極的に行うものとする。」と規定しているからであると思われる。たしかに、本件債権のような奨学金については、連帯保証人も複数いることから、支払督促により法的手続がなされたことを伝えることで支払いの連絡が来ることは他の債権と比べて多く、一定の効果を有するようである。 もっとも、訴訟を提起する方が有効な場合もある。具体的には、訴訟提起後に債務者から分割払いの申出があった場合、履行延期の特約の手続をとる場合と同様に、債務者の生活状況や収支状況、財産状況等を詳細に聴取したうえで、債務者の状況に応じた額の分割払いを内容とする裁判上の和解（民事訴訟法第267条）や和解に代わる決定（民事訴訟法第275条の２）によって債務名義を取得する方法により、分割払いに応じることでより実効的な回収に結びつくケースもあるといえるので、訴訟を提起することも今後は検討すべきである。 （３）令和２年度の101件の支払督促のうち８件は、送達不奏功により申立てを取り下げている。これは、支払督促においては公示送達によることができない（民事訴訟法第382条但書）ことによるものと思われる。 これに対し、訴訟手続においては公示送達によることができ（民事訴訟法第110条～第113条）、債務者の所在が不明であっても債務名義を取得することが可能である。 （４）したがって、本件債権については、画一的かつ大量の処理の必要性の観点から、支払督促をベースにすること自体はよいとしても、訴訟提起をしたうえで裁判上の和解又は和解に代わる決定により分割払いに応じることも手段の１つとして検討すべきである。 もっとも、県としては、訴訟を行う場合、期日の出頭等の時間を確保することは困難であり人員不足であるとのことである（そのような事情があることに鑑み、意見的指摘事項とした。）。 そうであるならば、担当課の人員を拡充し、専門の職員の補充をすること、若しくは２回目のサービスを利用すること等を検討することが望ましい。 （５）なお、県は、債務名義を取得後、それでも回収ができない場合には、強制執行はしないとのことであり、その理由は生活困窮者がほとんどであるからとのことであるが、連帯保証人は仕事をしている可能性があり、他の債権に比べて回収率が低いとは必ずしも言い切れないため、この理由のみをもって強制執行を一切しないというのは、県民への説明としては不十分であろう。	（１）支払督促等の対象者の選定にあたって、最終的には、滞納者の個々の状況を確認する必要があるが、システムデータの目視によって抽出しているため、現行の体制では支払督促の申立件数の対象者を現状以上に増やすことは難しい。 しかしながら、新システムへの移行に向け時効管理のアラート機能を奨学金システムに搭載させることで、支払督促対象者の抽出作業の事務負担の一部軽減を図りつつ、支払督促の件数を増やすなど効率的な債権回収に努めることとしたい。 （２）訴訟手続きについては、多数の未収債権があることから多大な事務負担がかかるため、まずは支払督促の件数を増やし、返還を促すことに注力していく。 （３）（２）に同じ （４）支払督促に代わって訴訟を提起するには、現状の体制では困難であることから、限られた人員体制の中で、効率的な運用に努めることとし、また、サービスの利用については、２回目以降の委託を行うこととする。 （５）生活困窮者に対し強制執行を行うことで、より深刻な生活困窮になる恐れがあるため、案件ごとに慎重に検討していく。	教育局財務課
----	------------------------	---	---	--------

意見	時効管理について (高等学校奨学金 資金)	(1) 本件債権については、債権数が膨大であるにもかかわらず、管理システムが消滅時効のアラート機能を搭載していないため、職員の目視による管理となっている。アラート機能については搭載を検討中とのことであるが、早急に備えることが望ましい。 (2) また、①債務者から時効を援用する旨の申出があった場合は時効援用書を提出させており、②時効援用書の提出がない限りは時効の援用があったとの取扱いをしていないところ、上記①の取扱いは適切であるが、上記②の取扱いは妥当でない。 時効の援用は要式行為ではなく、必ずしも書面による必要はないのであるから、口頭で時効援用があり、その後時効援用書が提出されない場合であっても有効な時効援用があったものとして取り扱うべきである。なお、その場合は、時効を援用したものの氏名、住所、時効を援用する旨の発言があった日時、場所、対応した職員の氏名、債務者の発言の具体的な内容等をできるだけ詳細に交渉履歴等に記録しておくべきである。	(1) 新システムへの移行に向け消滅時効のアラート機能の搭載等の機能強化を検討する。 (2) 今後は、口頭での時効援用についても、時効を援用する旨の発言があった場合、氏名、住所、日時、場所、対応した職員の氏名、債務者の発言を詳細に交渉履歴等に記録した上で、書面での援用と同様に取り扱うこととした。	教育局財務課
----	-----------------------------	---	--	--------

令和6年度テーマ：
国際文化観光事業及びスポーツ事業に関する財務事務の執行について
公益財団法人かながわ国際交流財団(財政援助団体等)
公益財団法人神奈川文学振興会(財政援助団体等)
公益財団法人神奈川芸術文化財団(財政援助団体等)

指摘 意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
指摘	財務規程の運用の 徹底について	財務に関し必要な事項を定めた公益財団法人かながわ国際交流財団財務規程第21条によれば、現金は、毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預貯金は毎月月末の残高を銀行帳簿と照合してその正確性を期さなければならないこととされている。 しかしながら、K I Fでは小口現金の残高照合を毎日行わず、小口現金の使用や戻入等の入出金があった日のみ残高照合が行われていた。 この点、日々の業務の中で使用する少額決裁用の資金である小口現金については、一般的に、担当者が小口現金を私的に流用する不正が発生した結果、実際には存在していない小口現金が資産として計上される、すなわち架空の資産が計上されるリスクがある。このようなリスクに対しては、日々の実査、実査結果と帳簿残高との照合及び上長による承認、適切な職務分掌、担当者のローテーションなどの内部統制を構築することが重要であり、財務規程第21条で定められている金銭の残高照合は出納事務の正確性を担保するための重要な手続である。 したがって、小口現金の残高照合については、財務規程第21条で定められた手続を適正に行うよう徹底されたい。	実務上の小口現金の使用頻度が極めて低いことが確認できたため、小口現金を保有しないこととした。	K I F (国際課)